

三宅村及び御蔵島村における喫煙状況等に関する実態把握

島しょ保健医療圏

実施年度	開始 令和3年度 終了 令和3年度
背景	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ保健所で平成30年度から6年計画で進めている地域保健医療推進プランの取組のひとつに、たばこ対策がある。望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年7月に健康増進法が改正され、都は6月に東京都受動喫煙防止条例を制定した。これらに基づき、当出張所は島民をはじめ様々な施設の管理者に対して受動喫煙防止のための普及啓発活動を実施してきた。 ○ これまで都民全体に対する意識調査は実施されても、島しょ保健所管内での調査は未実施であり、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例がどれだけ認知されているかを把握する機会はなかった。 ○ 今後、より効果的な普及啓発活動を実施するため、当出張所が所管する2村（三宅村・御蔵島村）に居住する20歳以上の住民を対象にアンケートを実施し、実態等の把握を行った。
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管内2村に居住する20歳以上の住民に対してアンケートを実施し、改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例の内容についての認知状況や喫煙状況、受動喫煙防止に対する意識等を把握する。 ○ 東京都が令和3年度に実施した「受動喫煙に関する都民の意識調査（速報値）」（以下、「意識調査」という。）と比較検討し、島しょ保健所における対策や取組の方向性について考察を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管内2村の全戸に配布している保健所だより（秋号）のトップに当アンケート調査の実施について掲載して説明すると共に、アンケート用紙と返送用封筒を挟み、任意提出を依頼した。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者2,322人のうち、471人より回答があり、回答率は20.3%であった。 ○ 改正健康増進法と都条例制定の目的が望まない受動喫煙防止と知っていた割合は47.1%であり、都の意識調査は回答選択肢が違うため参考値となるが77.2%と比べ低かった。 ○ たばこの喫煙率を「毎日吸っている」「ときどき吸う日がある」人の割合としたところ、紙巻きたばこは13.8%、加熱式たばこでは7.0%であった。意識調査の紙巻きたばこ17.5%、加熱式たばこ11.0%に比較して、共に低い喫煙率であった。 ○ 管内2村においては、本事業で明らかとなった住民意識の実態把握を踏まえて、ターゲットを具体的に絞り、効果的な受動喫煙防止対策を講じていくことが重要である。また、本事業の成果と課題を他の出張所・支所とも共有し、今後も島しょ部各町村で暮らす人たちの望まない受動喫煙を防止できるよう、環境づくりを推進していく。
問合せ先	<p>島しょ保健所 総務課 庶務担当 電話 03-5324-6532 ファクシミリ 03-5324-6533 E-mail S0000324@section.metro.tokyo.jp</p>

1 事業背景

- 島しょ保健所では、平成 30 年度から 6 年計画で地域保健医療推進プランを策定し、島しょ圏域の町村及び関係機関・団体、保健・医療・福祉の関係者が、圏域の保健医療の現状と課題を共有しつつ、島しょ圏域の保健医療を総合的に推進している。
- 前記プランの期間中である平成 30 年 7 月には、望まない受動喫煙の防止を図るため健康増進法が改正され、東京都においてもこれに先立つ同年 6 月に「東京都受動喫煙防止条例」を制定し、島民をはじめ様々な施設の管理者に対して受動喫煙防止のための普及啓発活動を行ってきた。
- これまで、東京都民全体に対する意識調査は実施されていたが、島しょ保健所管内の喫煙状況等についての調査を実施したことはなく、また、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の趣旨がどの程度広く認知されているかについて、把握する機会がなかった。
- 今後、より効果的な普及啓発活動を実施するため、当出張所が所管する 2 村（三宅村・御蔵島村）に居住する 20 歳以上の住民を対象にアンケートを実施し、実態等の把握を行った。

2 事業目標

- 管内 2 村に居住する 20 歳以上の住民に対しアンケートを実施し、改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例の内容についての認知状況や喫煙状況や受動喫煙防止に対する意識等を把握する。
- 東京都が令和 3 年度に実施した「受動喫煙に関する都民の意識調査（速報値）」（以下、「意識調査」という。）と比較検討し、島しょ保健所における対策や取組の方向性について考察を行う。

3 事業内容

(1) 実績

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
← アンケート調査項目検討 →		← アンケート調査項目決定・調査用紙作成 →			← アンケート発送準備 →		アンケート実施	← 第一次集計 →		← 第二次集計 →	
									← 追加アンケート →		
									← 分析 →		

(2) アンケート調査の実施

調査概要	
対象	管内 2 村に居住する 20 歳以上の住民
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正と東京都新条例制定の目的や内容についての認知度 ・現在の喫煙状況と禁煙に対する意向 ・受動喫煙経験の有無や経験場所 ・〔コラム〕喫煙による健康被害（COPD）について
実施方法	令和 3 年度 保健所だより「秋号」折込みによる全戸配布 ※紙面上でも特集を組み、「タバコ、やめませんか？」リーフレット（健康推進

	課発行) と同封し配布
結果周知	令和4年度 保健所だより「夏号」折込みによる全戸配布

4 アンケート調査結果

(1) 回答状況

	対象者	配布数※	回収数	回収率
三宅村	居住する20歳	2,079人(1,551世帯)	341	16.4%
御蔵島村	以上の住民	243人(171世帯)	84	34.6%
合計		2,322人(1,722世帯)	471 ※未記入46含む	20.3%

※出典：令和3年1月1日現在 住民基本台帳

(2) 回答内容

アンケートの各調査項目及び結果は、以下のとおりである。

ア 喫煙率について

- ① あなたはたばこ(*加熱式たばこを除く。紙巻きたばこ、葉巻、水たばこ等)を吸いますか。

*加熱式たばことは、たばこ葉やたばこ葉加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱して煙を発生させる。アイコス、グロー、ブリューム・テック、パルス等。個人輸入の電子タバコは含まない。

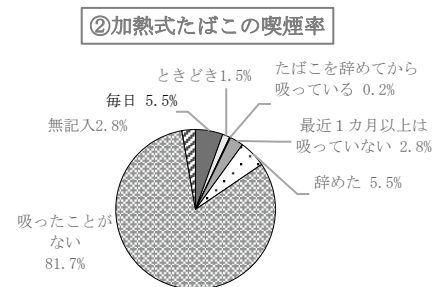
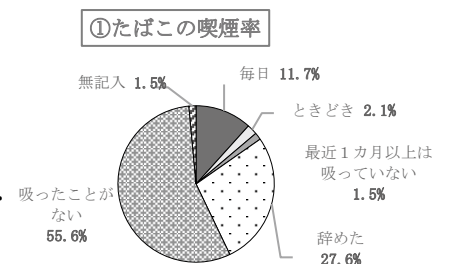
- ・「毎日吸っている」「ときどき吸う日がある」・・・13.8%

※意識調査における喫煙率は17.5%

- ② あなたは、加熱式たばこを吸いますか。

- ・「毎日吸っている」「ときどき吸う日がある」・・・7.0%

※意識調査における喫煙率は11.0%



イ 受動喫煙防止対策の認知率について

- ① 令和2年4月、国は健康増進法を改正し、都は新たな条例を制定しました。この改正及び制定の目的が「望まない受動喫煙の防止」であったことを、あなたをご存じでしたか。

- ・「知っていた」・・・47.1%

※〔参考値〕意識調査における認知率(内容までよく理解している/だいたい理解している/名前だけは知っている)は77.2%

- ② 法改正と新条例制定により、行政機関の庁舎や病院、学校などは「敷地内禁煙」とされ、屋外に喫煙場所を作る場合は、特定の要件を満たす必要があることをあなたをご存じでしたか。

- ・「知っていた」・・・72.2%

※〔参考値〕意識調査では、行政機関や病院等での屋内禁煙を「知っている」は82.7%、

保育所・幼稚園・学校等の敷地内完全禁煙を「知っている」は75.5%

③ 上記②の他に、飲食店など2人以上の人が利用する施設は「屋内禁煙」で、喫煙可能な場所は専用室や屋外に限られると、あなたはご存じでしたか。

・「知っていた」・・・62.0%

※〔参考値〕意識調査では「知っている」は75.2%（設問は「飲食店」に限定）

④ あなたは飲食店などの店頭で、右のような表示を見たことがありますか。

・「見たことがある人」・・・88.3%

※〔参考値〕意識調査では「見たことがある」は72.3%

（設問は「飲食店」に限定）

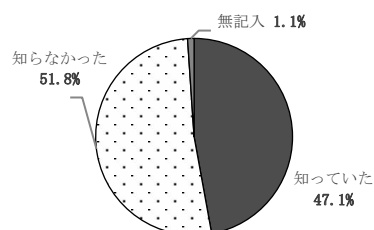


⑤ あなたは飲食店の店頭表示を見て、その店を選ぶ際の参考にしますか。

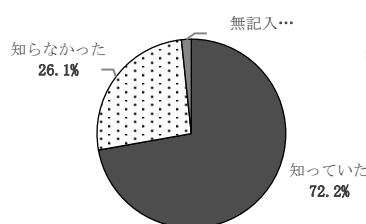
※上記④で「見たことがある」と回答された方のみ回答

・「必ず参考にする」「どちらかといえば参考にする」・・・61.1%

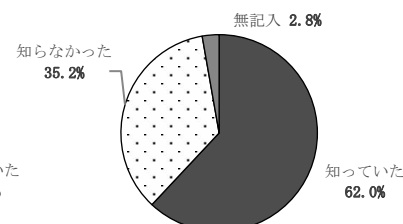
①改正健康増進法・都条例制定の認知率



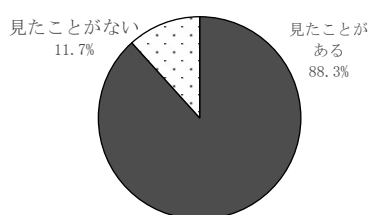
②敷地内禁煙の認知率



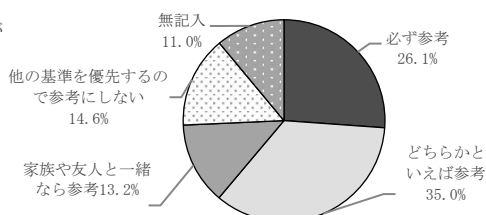
③屋内禁煙の認知率



④飲食店等の店頭表示を見た経験



⑤表示を見たことがある人の店の選定基準



ウ 受動喫煙の経験について

① あなたは、おおよそ1年の間に受動喫煙を経験しましたか。

・「経験した」・・・43.7%

※〔参考値〕意識調査では「経験した」は60.2%（「わからない」の回答選択肢なし）

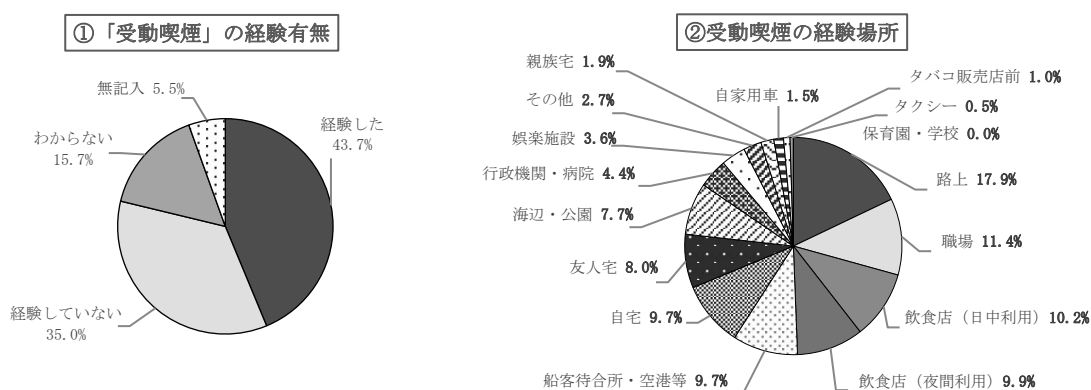
② あなたは、三宅村、御蔵島村のどこで受動喫煙を経験しましたか（複数回答）。

※上記①で「経験した」と回答された方のみ回答

・「路上」17.9%、「職場」11.4%、「飲食店（日中利用）」10.2%、「飲食店（夜間利用）」9.9%、「船客待合所・空港等」9.7%

※意識調査では「路上」61.3%、「飲食店（夜利用）」29.1%、「飲食店（昼利用）」24.2%、

「職場」13.6%、「駅・空港」11.2%

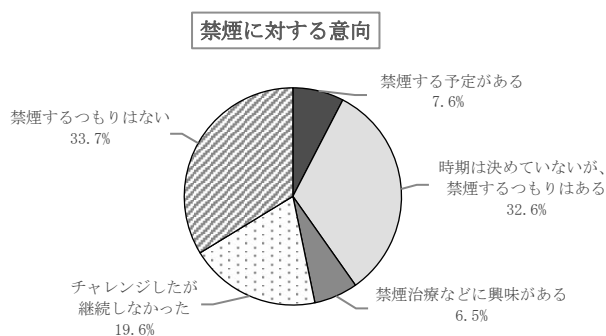


エ 禁煙に対する意向について

あなたの「禁煙」に対する考えをお聞かせください（複数回答）。

※上記ア①②で「毎日吸っている」「ときどき吸う日がある」と回答した方のみ回答

- ・「禁煙する予定がある」「時期は決めていないが、禁煙するつもりはある」「禁煙治療などに興味がある」・・・ 46.7%



5 まとめ

(1) アンケートの分析結果について

- 回答者の属性として、性別は男性が51.2%、女性が46.1%、無記入等が2.7%であった。年代は20～30代が約3割、40～50代が4割、60代以降が約3割となっている。
- 喫煙率について、たばこを「毎日吸っている」「ときどき吸う日がある」人は13.8%、加熱式たばこでは7.0%であった。意識調査結果ではたばこの喫煙率が17.5%、加熱式たばこが11.0%となっており、どちらも意識調査結果よりも喫煙率は低かった。
- 受動喫煙防止対策の認知率について、改正健康増進法や都条例制定の目的が望まない受動喫煙防止であったことを知っていた人は47.1%であった。意識調査では回答選択肢が違うため参考値となるが、認知率（内容までよく理解している／だいたい理解している／名前だけは知っている）は77.2%となっており、意識調査結果よりも認知率が低い傾向がみられた。
- 行政機関の庁舎や病院等は「敷地内禁煙」で、屋外に喫煙場所を作る場合は特定の要件を満たす必要があることを知っていた人は72.2%であった。意識調査では一部設問内容が違うため参考値となるが、行政機関や病院等での屋内禁煙を知っている人は82.7%、保育所・幼稚園・学校等の敷地内完全禁煙を知っている人は75.5%となっており、意識調査結果よりも低い傾向

がみられるが、ある程度の認知はされていた。

- 飲食店など2人以上の人が利用する施設は「屋内禁煙」で、喫煙可能な場所は専用室や屋外に限られることを知っていた人は62.0%であった。意識調査では一部設問内容が違うため参考値となるが、飲食店は原則屋内禁煙となったことを知っている人は75.2%となっており、意識調査結果よりも低い傾向がみられるが、ある程度の認知はされていた。
- 飲食店等の店頭で禁煙等の表示を見たことがある人は88.3%であった。意識調査では一部設問内容が違うため参考値となるが、飲食店の店頭表示を見たことがある人は72.3%となっており、意識調査結果よりも表示を見たことがある人は多かった。
- 飲食店等の店頭で禁煙等の表示を見たことがある人のうち、店を選ぶ際にその表示を「必ず参考にする」「どちらかといえば参考にする」人は61.1%であった。
- 受動喫煙の経験について、1年の間に受動喫煙を経験した人は43.7%であった。意識調査では回答選択肢が違うため参考値となるが、経験した人は60.2%となっており、意識調査結果よりも受動喫煙の経験は少ない傾向が見られた。
- 受動喫煙の経験場所（複数回答形式）について、おおよそ1年の間に「路上」17.9%、「職場」11.4%、「飲食店（日中利用）」10.2%が上位の経験場所となっていた。意識調査では「路上」61.3%、「飲食店（夜利用）」29.1%、「飲食店（昼利用）」24.2%となっており、意識調査結果と違い「職場」が上位となっていた。
- 禁煙に対する意向（複数回答形式）について、たばこ及び加熱式たばこを「毎日吸っている」「ときどき吸う日がある」人のうち、「禁煙する予定がある」「時期は決めていないが、禁煙するつもりはある」「禁煙治療などに興味がある」人は46.7%となっていた。

(2) 今後の展開

島しょ部は、喫煙率が高くたばこ対策が課題と考えていたが結果は逆であった。しかし、本調査で一般都民より認知度が低かったことから、今後さらに受動喫煙防止対策を講じるために、引き続き普及啓発を進めることが必要と考える。

さらに、管内2村においては、本事業で明らかとなった住民意識の実態把握を踏まえて、ターゲットを具体的に絞り、効果的な受動喫煙防止対策を講じていくことが重要である。また、本事業の成果と課題を他の出張所・支所とも共有し、今後も島しょ部各町村で暮らす人たちの望まない受動喫煙を防止できるよう、環境づくりを推進していく。